

「みやエコ・アクション・ポイント」協力店 実施規約

1 本規約について

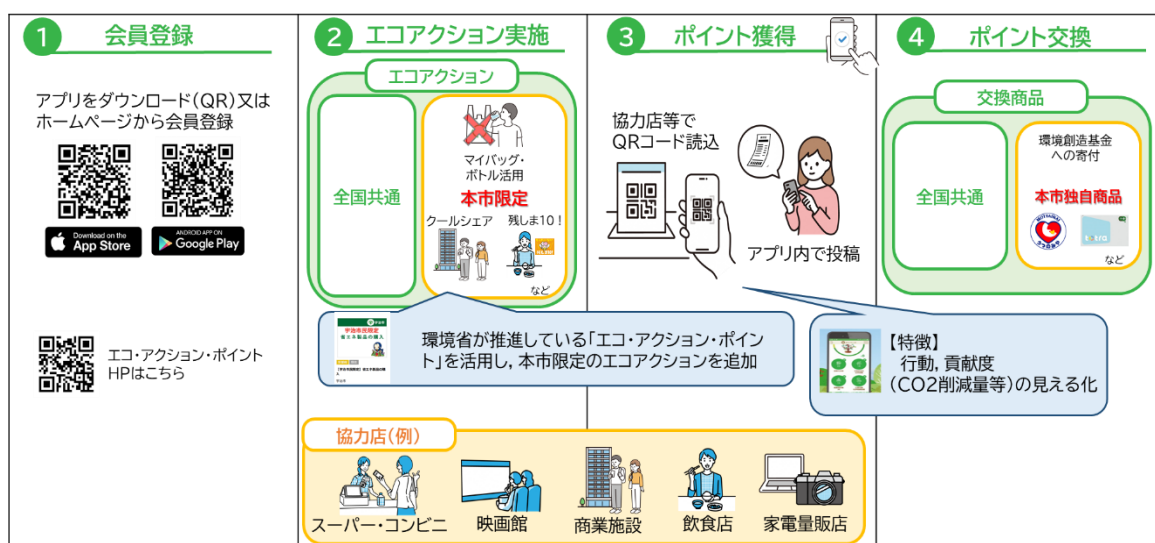
この規約は、「みやエコ・アクション・ポイント」の実施に係るポイント付与協力店（以下、「協力店」という。）に関し、必要な事項を定めたものです。

2 「みやエコ・アクション・ポイント」について

(1) 概要

環境省が推進する全国共通のポイントプログラム「エコ・アクション・ポイント」に宇都宮市限定のエコアクションを設定して実施するポイント事業の名称です。

【ポイント獲得方法イメージ図】



(2) 対象者

市内在住者及び市内通勤者等

※ 市内通勤者等については、協力店によるポイント獲得に限る。

(3) 事業開始

令和6年7月1日（月）

(4) 本市が設定するエコアクション

No.	行 動	ポイント/回
1	地産食品・植物を購入（1日1回まで）	3
2	マイバッグ持参（1日1回まで）	2
3	マイボトルの活用（1日1回まで）	2
4	LED電球・蛍光灯の購入（1年に1回まで）	50
5	クールシェア・ウォームシェア（1日1回まで）	3
6	残しま10!宣言（1日1回まで）	5
7	フードドライブ（月1回まで）	30
8	衣類回収BOXにリサイクル（1日1回まで）	5
9	もったいないりぶつくに寄付（1日1回まで）	5
10	小型家電を回収BOXにリサイクル（1日1回まで）	5

11	市営自転車駐車場を利用（１日１回まで）	5
12	公共交通や自転車でプロスポーツ観戦（１日１回まで）	20
13	電気使用量の削減（月１回まで）	10
14	家庭菜園・ガーデニング（月１回まで）	20
15	環境・SDGs イベントに参加（１日１回まで）	30
16	もったいないチャレンジ（各投稿１回限り）	10
17	エコショップを利用（１日１回まで）	2
18	再配達防止（置き配）（月１回まで）	5
19	再配達防止（コンビニ・宅配営業所受取）（月１回まで）	5
20	フードシェアリングアプリの利用（１日１回まで）	5
21	給水スポットの活用（各スポット１日１回まで）	3
22	シェアモビリティの利用（１日１回まで）	5
23	訳あり食品の購入（１週間１回まで）	5

※ ポイント数等は変更になる場合があります。

3 協力店について

(1) 協力店の条件

- ・ 市内に店舗等を有する事業者であること
- ・ ホームページへの掲載など、当事業の協力店としての公表が可能であること
- ・ 店舗等においてポイント取得用QRコードを掲示するなど、市民のポイント獲得に協力すること（掲示場所等は市と調整の上、決定）
- ・ 当規約の内容に同意し、遵守すること

(2) 協力店にお願いすること

① 事業の周知

店舗でのチラシ・ポスター等の掲示やSNS等を活用した事業の周知に御協力ください。

② アンケート・ヒアリング等

事業の改善・向上を目的としたアンケート・ヒアリング等について御協力ください。

③ ポイント交換商品等の協賛について

市民が貯めたポイントと交換できる商品等の協賛が可能な場合は「協賛申出書」に必要事項を記載の上、御提出ください。

(3) 協力店の登録方法

ア 申込

協力店として登録しようとする事業者は、「みやエコ・アクション・ポイント」協力店登録申込専用フォーム又は申込書に必要事項を記載の上、宇都宮市環境創造課にメール又は郵送で提出してください。

イ 登録

宇都宮市は、申込があったときはその内容を審査し、適当と認められるときは協力店に登録するとともに、当該申込者に登録通知及びポイント取得QRコード等を交付します。

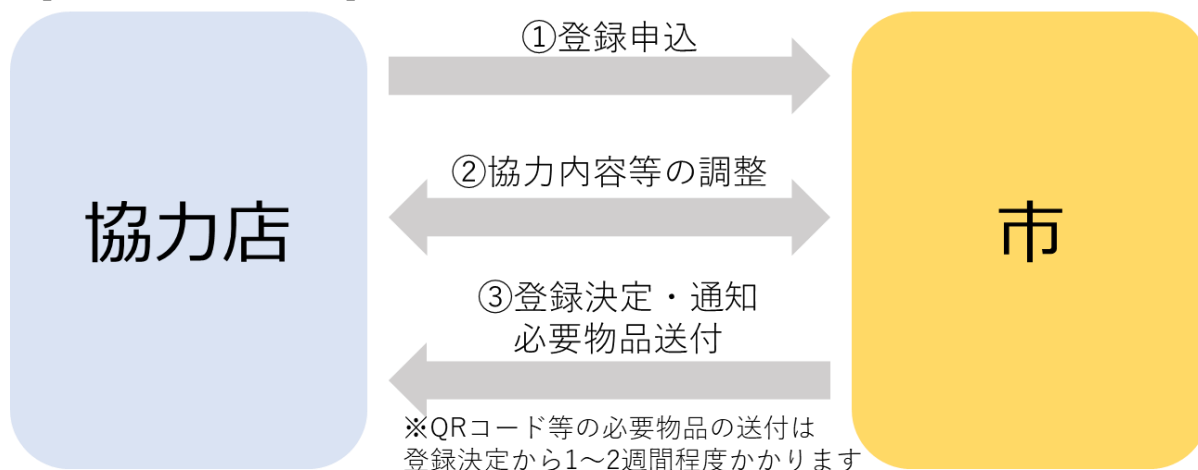
ウ 登録の変更

協力店として登録した事業者が登録内容を変更しようとするときは、宇都宮市に「みやエコ・アクション・ポイント」協力店登録（変更）申込書を提出してください。

エ 登録の解除

協力店として登録した事業者が登録を解除しようとするときは、宇都宮市に「みやエコ・アクション・ポイント」協力店登録解除申出書を提出するとともにポイント取得QRコード等の物品を速やかに返却してください。

【協力店登録フロー図】



(4) 提供物品等の紛失

ポイント取得QRコードなど、市から交付された物品等を紛失・破損等により再交付する必要がある場合には、速やかに宇都宮市に「みやエコ・アクション・ポイント」協力店提供物品再交付申請書を提出してください。

(5) 禁止事項

以下の場合には、協力店として登録することができません。

- ① 「みやエコ・アクション・ポイント」の趣旨に反する場合
- ② 法令または公序良俗に違反する場合
- ③ 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- ④ 不当利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- ⑤ 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれがある場合
- ⑥ その他宇都宮市が不適当と認めた場合

(6) 登録の取消

宇都宮市は、協力店の登録に関して、協力店の条件を満たさない又は禁止事項に該当する不適切な行為が確認された場合には登録を取り消すことがあります。

(7) その他

- ・ 協力店の登録後、本市ホームページなどに掲載させていただきます。
- ・ 当規約に定めのない事項については、必要に応じて宇都宮市と協力店が協議の上、解決に当たるものとします。
- ・ 「みやエコ・アクション・ポイント」について不明な点は、宇都宮市環境創造課（028-632-2409）まで御連絡ください。